

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2016.12 vol.

36

CONTENTS

●トピックス	ご挨拶	代表弁護士 古手川 隆訓
●労働法コラム	均等法と育介法の改正内容の概要	弁護士 戸田 晃輔
●事故コラム	損益相殺について	弁護士 永渕 友也
●グレイス・ニュース	年末年始の営業のご案内/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	商品・サービス紹介編「アフロデボーノ鹿児島天文館店」	事務員 大里 陽子

TOPICS & ご挨拶

本年も格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。



代表弁護士 古手川 隆訓

弁護士法人グレイス代表の古手川です。今年も1年間、大変お世話になりました。
本年も、当事務所のサービスをご利用いただきましてありがとうございました。

今年は、弁護士2名が新たに加入しました。これにより、さらに迅速なサービスのご提供に資することが出来たと思います。また、今年は、特に企業法務部において、セミナーの定期開催、外部講師をお招きした講演など、新たな取り組みを始めさせていただき、ご好評をいただいております。これらの活動が、経営者の皆様の「気付き」のきっかけになっていれば、大変嬉しく思います。

当事務所は、経営者の皆様が事業に集中出来る環境を構築することが使命だと考えています。今後は、法律問題にとどまらず、人材不足に直面している企業様のお手伝いなど、より幅広いサービスをご提供できるよう尽力して参ります。

どうぞ、来年も変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。



企業法務部長 / 弁護士
大武 英司

企業法務

当事務所の企業法務部は今年も皆様からの多大なご理解を賜り、約240社の顧問先様とお付き合いをさせていただきました。心より御礼を申し上げます。また、今年は労務問題についての3回シリーズセミナーや、社会福祉法人様向けの法改正セミナーを実施させていただき、非常に多くの皆様のご出席を賜りました。

今後も労務をはじめとする最新の法改正にアンテナを張って情報発信に努めるとともに、顧問先様へのより一層のサービス強化をめざして参ります!



事故専門部長 / 弁護士
永渕 友也

事故

今年も、事故専門部では100件近い事件をお任せいただき、100件以上の事件を解決しております。今年は、1月から高山弁護士が加入し、東京1名、鹿児島2名の弁護士3名体制で進んできました。また、今年は、保険代理店様向けのセミナーも開催いたしました。

12月よりパラリーガルが1名加入しましたので、来年は交通事故被害者のサポート体制がさらに充実していく予定です。来年も、事故専門部一同、全力で交通事故被害者のサポートに取り組みますので、何卒宜しくお願ひいたします。



家事専門部長 / 弁護士
茂木 佑介

家事

本年も家事専門部では300件弱の離婚や相続の相談にご対応させていただきました。とかく家庭内の問題は、法律問題以上に感情の問題が大きく立ちはだかる場面が多数ございます。その為、当部署ではどれ程案件が増えようとも、この点を忘れることなく、法律家としてだけではなく、あらゆる側面から皆様のお気持ちに寄り添っていかなければなりません。

来年はさらに皆様の多用なニーズに応えることができるよう、体制を整備し、サービスを拡大させていただきますので、どうぞご期待ください。

第8回 均等法と育介法の改正内容の概要

弁護士
戸田 晃輔



1 初めに

今回のコラムでは、来年の1月1日から改正される、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下、「均等法」といいます）と、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下、「育介法」といいます）の概要をご紹介いたします。

2 法改正の内容

均等法及び育介法の改正内容は、いわゆるマタニティーハラスメントの防止措置の義務化です。

従来は、妊娠・出産・育児及び介護を理由に不利益な処分（例えば、解雇、雇止めや自主退職の強要等）を行うことが、均等法及び育介法違反とされていました。

そして、来年の均等法及び育介法の改正によって、事業主は、不利益処分の禁止に加え、妊娠・出産・育児及び介護を理由とした休業等の取得を阻害するような言動等を防止する措置が義務化されました。

3 マタハラ防止措置の内容

この防止措置として厚生労働省から指針が出されており、①事業主の方針の明確化及びその周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③職場におけるハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応、④職場におけるハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置、⑤相談者・行為者等のプライバシーの保護措置を講じ、周知すること及び⑥相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨の周知等をすることが必要とされています。

4 具体例

例えば、上司に産休、育休又は介護休業の取得を相談したところ、その上司が「次の契約更新はないと思え」、「次の査定の際は昇進させられない」、「長く育休を取得

されると職場に迷惑だ」と発言があったとします。

まず、会社としては、このような発言がハラスメントにあたることを従業員に理解させ、同発言をした者に対しては厳正な対処をすることを就業規則等で定めて周知する必要があります（①に該当）。

また、上記発言を受けた者がこれを相談できる窓口等を定める等の体制を整えおき（②に該当）、この発言を受けた者が相談をスムーズにできるようにし、会社はこの相談を受けた後に、速やかに当事者や必要があれば関係者に話を聞くことになります。そして、ハラスメント行為が認められれば、行為者にけん責処分等を行うことが求められます（③に該当）。

さらには、上記の発言が起きた原因をしっかりと解明し、その原因を取り除くこと（④に該当）が必要です。

この一連の流れの中で、相談者が相談していること自体や相談内容が、無関係の従業員に漏れることのないよう配慮し（⑤に該当）、相談したことを理由に配置転換等を行うことは許されません（⑥に該当）。

以上が一連の大まかな改正法で求められる措置の流れです。次回以降個々のプロセスをもう少し詳しく説明したいと思います。

セミナー・講演実績

第3回労務対策徹底強化セミナーでは、ハラスメントに関して全般的な解説をいたしました。その中でも、ハラスメント対策は予防が最も重要であり、その為にすべての従業員がハラスメントについて学び、これが許されないものであることを理解する必要があることをお話しいたしました。今回のセミナーにお越しくださいました皆様が従業員のハラスメントに関する教育の重要性についてご理解いただき、同セミナーが皆様のハラスメントに対する対策を始めるきっかけになれば幸いです。その中で困ったことがあれば、いつでもご相談いただければと思います。

事故コラム

第8回 損益相殺について

弁護士
永渕 友也



交通事故に遭った場合、加害者側の保険会社から支払われる治療費や慰謝料等の賠償金の他に、労災保険や年金からお金が支給されることがあります。労災保険や年金から支給されたお金は、加害者側の保険会社から支払われる賠償金との関係ではどの様に扱われるのでしょうか。

交通事故の被害者が事故に起因して何らかの利益を得た場合、その得た利益は原則として、損害賠償額から控除することになります。これを損益相殺といいます。

加害者側の保険会社と最終的に示談する前に、被害者が自賠責保険に被害者請求を行い、自賠責保険から賠償金が支払われていた場合、この自賠責保険からの賠償金は控除の対象となります。健康保険からの傷病手当金、遺族厚生年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、障害基礎年金も損害賠償額から控除することになります。労災保険からの、療養給付、休業給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、傷病年金、介護給付についても、支給された金額を損害賠償額から控除することになります。

このように、被害者が事故に起因して利益を得た場合は、原則として損害賠償額からその利益を控除することになるのですが、事故に起因して得た利益であっても、損害賠償額から控除しなくてもよいものがあります。

搭乗者傷害保険については控除がされませんし、生命保険金も控除する必要がありません。また、交通事故に労災保険の適用がある場合、労災保険から休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別年金等の特別支給金が支払われることがあります。この各種特別支給金も損益相殺の対象とはなりません。

交通事故に起因して得た利益であっても、損益相殺の対象となる利益と、損益相殺の対象とならない利益があ

りますので、交通事故により傷病手当、年金、労災保険等を受給している方は注意が必要です。

また、専門的な問題になりますが、交通事故で得た利益が損益相殺の対象となる場合、その利益をどの賠償項目から控除するかという問題があります。大きくわけると、交通事故の賠償金には事故日から年5パーセントの割合で遅延損害金がつくところ、この遅延損害金から控除されていくのかという問題と、決まった費目に対して支給されるお金の場合に、そのお金をどの損害項目から控除するかという問題があります。これらの問題をどう処理するかで、最終的に得られる賠償金が変わってきます。賠償金が高額な事案や過失相殺がある事案では、その差が大きくなるケースが多いです。これらの問題については、下級審の裁判例で見解が分かれているケースがあつたりするなど、複雑な状況になっており、交通事故を専門に扱っている弁護士でないと適切に対応できないこともあります。

交通事故により傷病手当、年金、労災保険等を受給している方は、適切な賠償を受けるためにも、ぜひ一度当事務所にご相談ください。

※お詫びと訂正

ニュースレター10月号における事故コラムにおいて、「車両保険においても例えば走行中に小石がバンパーやフロントガラスを傷つけた場合等、通常の車両運転に伴う損傷は補償の対象外」との記載がございましたが、「車両保険においても例えば走行中に小石がバンパーやフロントガラスを傷つけた場合等、通常の車両運転に伴う損傷は補償の対象外と判断した東京高等裁判所の裁判例がございますので、注意が必要です。」と訂正させていただきます。不正確な表現を記載してしまい申し訳ございませんでした。



本年も皆様より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

来年も誠心誠意努力する所存ですので、より一層のご支援を賜りますよう、所員一同心よりお願い申し上げます。

年末年始の営業のご案内

年末は12月28日(水)17時まで、年始は1月4日(水)13時からの営業となっております。

通常と時間が異なりますのでご注意ください。

12/28 (水)	12/29 (木) ~ 1/3 (火)	1/4 (水)	1/5 (木)
通常と終了時間が異なります ご注意ください 9:00 ~ 17:00	休業	通常と開始時間が異なります ご注意ください 13:00 ~ 18:30	通常営業 9:00 ~ 18:30

\事故専門部からのお知らせ/

ホームページ
続々更新中！

交通事故被害者の方にとって有益な情報を多数掲載させていただいている小冊子を無料でお配りしています。詳細はこちらをご覧ください。 WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/780/>

事務員コラム
商品・サービス紹介編



事務員 大里 陽子

今月は、新年会にもおすすめの本格イタリアンをカジュアルに楽しめる名店、アフロデボーノ鹿児島天文館店のご紹介です。

2016年5月に本格イタリアンをカジュアルに楽しめる、福岡で行列のできる名店、カジュアルイタリアン・アフロデボーノが天文館にオープンしました。

こちらのお店は、一つ一つ手伸ばしの生地を本格石窯で焼き上げるピザをはじめ、手作りパスタやアラカルト、またジェラート、パンケーキといったスイーツを本格的な味で楽しめます。どれも種類が豊富なうえ、本格的な味をリーズナブルな価格で提供されているところも魅力の1つです。

また、ピザやジェラート、ドリンクはテイクアウト可能なうえ、ピザについては配達も行っていますので、本格石窯ピザを気軽に楽しむことが出来ます。

店内は、テーブル席やゆったり寛げるソファー席を設けており、お子様連れのお客様もゆっくりとした時間を過ごすことができます。カフェやスポーツ観戦、結婚式の二次会、女子会、誕生日会、といった様々なシーンにも対応し、40名様から貸し切りも可能のこと。

これからのシーズン、お店がお薦めしているのは、ランチ新年会コースです。ランチ時間に新年会を!という、新しいかたちの飲み会を提案されていますので、充実したランチタイムを過ごすのに、是非ご利用されてみてください。

VOL.17
アフロデボーノ
鹿児島天文館店



人気のピザや、がっつりお肉も入ってリーズナブルなコース。



左) 店内で大人気の焼き立てパンケーキ。
右) 明るくポップな雰囲気の店内、ゆっくり寛げるソファー席は人気です。

DATA

アフロデボーノ 鹿児島天文館店

鹿児島市山之口町12-1鹿児島セントービル1F

TEL | 099-225-2178

WEB | <http://affro-group.jp/kagoshima/>

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号 099-822-0765 までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名 :

ご相談希望日 :

ご担当者名 :

ご相談内容 :

ご連絡先TEL :

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間 : 平日9:00~18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります